

実施義務者、対象者及び実施回数

実施義務者	対象施設等	対象者	実施時期
事業者	学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く) 病院 診療所、歯科診療所 助産所 介護老人保健施設 介護医療院 社会福祉施設(※) 生活保護法関係    救護施設、更生施設 老人福祉法関係    養護老人ホーム、 特別養護老人ホーム、 軽費老人ホーム 障害者総合支援法関係    障害者支援施設 売春防止法関係    婦人保護施設	従事者	毎年度
学校の長	大学(短期大学、大学院を含む) 高等学校、高等専門学校 専修学校、各種学校(修業年限が1年未満のものを除く)	学生または生徒	入学した年度
施設の長	刑事施設に収容されている者 社会福祉施設(※)に入所している者 生活保護法関係    救護施設、更生施設 老人福祉法関係    養護老人ホーム、 特別養護老人ホーム、 軽費老人ホーム 障害者総合支援法関係    障害者支援施設 売春防止法関係    婦人保護施設	20歳に達する日の属する年度以降 65歳に達する日の属する年度以降	毎年度
市町村の長	当該市町村に居住する者のうち、上記以外の者(市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者を除く。) 当該市町村に居住する者のうち市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に必要と認める者	65歳に達する日の属する年度以降、毎年度 市町村が定める定期	

※社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設。